

令和 2 年度石巻市新型コロナウイルス等対策本部会議提案 審議

提出 日：令和 2 年 4 月 1 3 日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5 0 2 2〕

① 件 名	
市立小・中学校及び高等学校の臨時休業について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 本市の小・中学校及び高等学校については、3月2日から3月24日までの間、臨時休業としていた。その後、文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」に基づき、小・中学校については、感染予防対策等を徹底したうえで、4月8日から通常どおり新学期を開始している。市立高等学校については、4月8日に入学式、4月9日に始業式のみを実施し4月10日からは県立高等学校と同様の対応とし、4月14日まで臨時休業とした。</p> <p>【目的】 児童生徒の安全及び新型コロナウイルスの感染防止の観点から、市立小・中学校及び高等学校について、臨時休業とすることにより、児童生徒の安全の確保及び新型コロナウイルス感染防止を図る。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令】 学校保健安全法第20条 石巻市立学校の管理に関する規則第3条</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
令和2年2月27日	内閣総理大臣から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全国一斉の臨時休業を要請
令和2年2月28日	本市第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市立小・中学校、高等学校を3月2日から臨時休業とすることを決定
令和2年3月24日	I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン発出 II. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業ガイドライン発出 (令和2年4月7日改訂)
令和2年3月25日	市立小・中学校及び高等学校は学年末・学年始休業（～4月7日まで）
令和2年4月6日	県立学校は4月14日まで臨時休業
令和2年4月7日	政府は7都府県を対象に緊急事態宣言を発出（効力は5月6日まで）
令和2年4月8日	市立小・中学校は通常授業を開始 市立高等学校は入学式、始業式のみを行い、4月14日まで臨時休業
⑤ 主な内容	
<p>本日、宮城県知事から県立学校を臨時休業とし、県内市町村立の学校についても同様の措置を取るよう依頼があったことに基づき、市立小・中学校及び高等学校を臨時休業とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立小・中学校については、令和2年4月15日から5月6日まで臨時休業とする。 市立高等学校については、4月14日までとしていた臨時休業を5月6日まで延長する。 	

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
児童生徒の安全確保、新型コロナウイルス感染防止が図られる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
東松島市、女川町と同様の対応となる見込み。
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
直ちに学校長へ通知し、保護者には学校から緊急メール配信等で周知する。
⑨ その他
市立幼稚園については、通常どおりとする。